

ひととひとつながり！わくわくいくのネットワーク通信

OSAKA みらい 市政報告

発行：OSAKA みらい大阪市議員団
〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所内 ☎ 06-6208-8650
問い合わせ先：武直樹市民協働事務所
〒544-0015 大阪市生野区巽南 1-12-10 ☎ 06-6753-6714

東京都区制度の現状と課題を整理するため 会派視察を行いました

2012年4月17日(火)



特別区長会事務局のスタッフのみなさん

OSAKAみらい市議員団は、現状の都区制度の現状と課題を整理し、大阪にふさわしい大都市制度のあり方について参考にするために4月17日、特別区長会事務局、東京都港区、東京都江戸川区へ視察を行いました。

まず、特別区長会事務局において、23区全体の現状と課題について説明を受けました。

都区制度は、東京都では中心地域に特別区である23の基礎自治体があり、住民に身近な行政をおこなっています。その役割分担・財源配分は、地方自治法に基づく都区財政調整制度によって都と特別区の協議により決定されます。

事務分担も、消防などが行う市町村の事務もあれば、保健所など中核市が行う特別区の事務もあり大都市制度としての特例になっています。

現在の23区になるまでの変遷は、一言でいえば「自治権拡充運動の歴史」という言葉のとおりであり、都と特別区の間で権限や財源のつなひきが現在まで続いています。特別区長会が調査・審議を依頼した特別区制度調査会報告では、「東京大都市地域における広域自治体と基礎自治体の再構築が必要である」とし、「都区制度の転換」を掲げています。

また、それぞれの特別区が「東京〇〇市」となり、東京都から独立し「東京市連合機構」（仮称）を目指す構想も示されています。

説明を受けるOSAKAみらい議員団
(武が撮影したので写っていません)

次に、人口が一番少ない千代田区は、47,115人、一番多い世田谷区は、877,138人（22年国調）と区によって規模も面積も予算もそれぞれ違うことから、現場ではどのような状況であるかを調査するため、港区（205,131人）、江戸川区（678,967人）それぞれの区役所における現状と課題をお聞きしました。

港区は、財政調整後に都から交付金を受けていない唯一の特別区で、江戸川区は、23区で2番目に多い764億900万円の交付金をうけている特別区です。

特別区側からすれば、財源において都にコントロールされている部分や権限においても例えば、政令市並みの人口があったとしても児童相談所などを設置することができないなどのジレンマを抱えています。そのため、平成19年1月から「都区のあり方検討委員会」が設置され財源配分、事務配分などが一定検討整理されましたが、今後の取り扱いは未定となっています。

こうした都区制度が抱える現状と課題を整理し、OSAKAみらい市議員団として大阪にふさわしい大都市制度のあり方についてしっかりと議論・提起していきたいと考えます。

武直樹

大阪
市
会
議
員

プロフィール

- 1972年 12月26日生まれ。
- 1999年 同志社大学大学院社会福祉学専攻博士課程（前期）修了。大阪市生野区社会福祉協議会に就職。7年間、生野区のまちづくりに携わる。
- 2006年 大阪市東住吉区社会福祉協議会 地域包括支援センター社会福祉士。
- 2009年 NPO法人いくの市民活動支援センターを仲間と立ちあげ（2009.4）社会福祉士・介護支援専門員として、大阪市、生野区のまちづくりに奮闘中。
- 2011年 大阪市議員選挙（生野区）6,737票のご支持を受け当選。

『子ども・子育て新システム』に関する基本制度を学ぶ会に参加！

2012年4月22日(日)



市議員になってやっと実感できるようになってきたことのひとつが、大阪市の施策に直接関わることです。そしてそれを規定してくる国の施策がとても近く感じます。

行政職員（理事者と呼ばれています）との直接のやりとりは日常ですし、国の施策の動向を直接聴く機会も多いです。

住民の皆さんの声をここでしっかりとつないでいかなければなりません。矛盾や課題を明らかにしなくてはなりません。橋下市長になった今、市政改革のPT案がでて、いろんな場面で住民の皆さんも改めて「まちづくり」や「政治」を考える機会が増えているはずで

そんな中、『子ども・子育て新システム』に関する基本制度を学ぶ会に参加してきました。講師は林久美子参議院議員でした。たいへん興味深く、これからの子育て支援政策の大きな流れをご講話いただきました。

ますます、地方議員の役割が大事です。こうして理解した方向性や、いただいた情報をどう生かすかが問われています。そして、住民の皆さんが使いやすいように施策として創りあげていく使命があるなあと実感しています。

またこれからは「住民自治」が大事です。「決まったことを待っている」のではなく、「私たちはどうしていきたいか」が重要です。みなさんと一緒にまちづくりを進めていきたいです。

5月の議会日程

本会議は一般傍聴（直接傍聴）を実施しています。
なお、平成24年第2回定例会は、5月15日開会、5月30日閉会予定です。

■ 本会議の傍聴

本会議は、だれでも直接傍聴することができます。傍聴を希望する方は、先着順に受付で傍聴整理券を受け取り、これに住所と氏名を記入して入場することになっています。傍聴席定員（144席）を超える希望者がある場合には、議場内での傍聴が出来ない場合もありますので、ご了承ください。[傍聴受付場所：市役所 P1 階傍聴受付]

なお、本会議開会当日には、市役所内でモニター放映も行います。また、聴覚・言語機能に障害のある方のために手話通訳を実施しています。手話通訳を希望する方は、土・日・祝日を除く 5 日前までに市会事務局総務担当までお申し込みください。

放映場所：市役所P1階傍聴者控室及び1階市民ロビー西側

本会議日程

開会日	開会時間
5月15日(火)	午後2時
5月25日(金)	午後2時
5月30日(水)	午後2時

常任委員会

委員会は一般傍聴（直接傍聴）を実施しています。また市役所内でモニター放映を行っています。

議会が、広範多岐にわたり、しかも専門化し、技術化していく市の事務を合理的・能率的に調査し、審議するためには、部門別に委員会を設けることが最も能率的です。そこで、それぞれ専門別の委員会をつくり、議案や請願などの予備審査を行っています。これが常任委員会です。

市の事務の部門ごとに 6 つの常任委員会を設け、全議員がいずれかの委員会に属しています。各委員会には、委員長 1 人と副委員長 2 人をおいています。

財政総務 15人

都市改革監、市政改革室、人事室、政策企画室、危機管理監、総務局、市民局、財政局、契約管財局、会計室、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会の所管に属する事項、他の常任委員会の所管に属しない事項
5月22日(火)午後1時

文教経済 15人

教育委員会、こども青少年局、ゆとりとみどり振興局、経済局の所管に属する事項
5月21日(月)午後1時

民生保健 14人

福祉局、健康局、環境局、病院局の所管に属する事項
5月18日(金)午後1時

計画消防 14人

計画調整局、都市整備局、消防局の所管に属する事項
5月18日(金)午後1時

建設港湾 14人

建設局、港湾局の所管に属する事項
5月21日(月)午後1時

交通水道 14人

交通局、水道局の所管に属する事項
5月22日(火)午後1時

武は、現在「計画消防委員会」に属しています。6月以降、所属委員会が変わります。決定次第、お知らせします。